

平成 27 年第 3 回紀の川市議会定例会 第 5 日

平成 27 年 9 月 25 日（金曜日） 開 議 午前 9 時 28 分

閉 会 午前 11 時 31 分

◎議事日程（第 5 号）

- 日程第 1 議案第 82 号 平成 26 年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 議案第 84 号 平成 26 年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 106 号 工事請負契約の締結について（紀の川市防災行政無線デジタル化工事）
- 議案第 108 号 紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について
- 議案第 109 号 紀の川市個人情報の保護に関する条例の全部改正について
- 議案第 110 号 紀の川市情報公開条例の一部改正について
- 議案第 111 号 紀の川市税条例の一部改正について
- 議案第 112 号 紀の川市防災会議条例の一部改正について
- 議案第 114 号 紀の川市支所及び出張所設置条例の一部改正について
- 議案第 115 号 紀の川市 I T 親子ホール条例の廃止について
- 議案第 138 号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び規約の変更に関する協議について
- 日程第 3 議案第 85 号 平成 26 年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 86 号 平成 26 年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 87 号 平成 26 年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 88 号 平成 26 年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 92 号 平成 26 年度紀の川市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 104 号 平成 26 年度紀の川市水道事業会計における水道事業剰余金の処分及び決算の認定について

- 議案第105号 平成26年度紀の川市工業用水道事業会計における工業用水道事業剰余金の処分及び決算の認定について
- 議案第113号 紀の川市手数料条例の一部改正について
- 議案第118号 平成27年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第119号 平成27年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第120号 平成27年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第121号 平成27年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第125号 平成27年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第137号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 議案第139号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
- 議案第140号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う事務承継に関する協議について
- 日程第 4 議案第 83号 平成26年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 89号 平成26年度紀の川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 90号 平成26年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 91号 平成26年度紀の川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 93号 平成26年度紀の川市池田財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 94号 平成26年度紀の川市田中財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 95号 平成26年度紀の川市長田竜門財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 96号 平成26年度紀の川市竜門財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 97号 平成26年度紀の川市南北志野財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

- 議案第 98号 平成26年度紀の川市飯盛財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 99号 平成26年度紀の川市静川財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第100号 平成26年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第101号 平成26年度紀の川市調月財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第102号 平成26年度紀の川市丸栖財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第103号 平成26年度紀の川市平池財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第107号 工事請負契約の一部変更について（市道調月三和線道路新設改良（その3）工事）
- 議案第117号 平成27年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第122号 平成27年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第123号 平成27年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第124号 平成27年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第126号 平成27年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第127号 平成27年度紀の川市田中財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第128号 平成27年度紀の川市長田竜門財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第129号 平成27年度紀の川市竜門財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第130号 平成27年度紀の川市南北志野財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第131号 平成27年度紀の川市飯盛財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第132号 平成27年度紀の川市静川財産区特別会計補正予算（第1号）について

- 議案第133号 平成27年度紀の川市最上、神田、市場、元財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第134号 平成27年度紀の川市調月財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第135号 平成27年度紀の川市丸栖財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 議案第136号 平成27年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第5 議案第116号 平成27年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）について
- 日程第6 委員会提出議案第5号 ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書
- 日程第7 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

◎本日の会議に付した事件

議事日程（第5号）のとおり

○出席議員（21名）

1番 並松八重	2番 太田加寿也	3番 船木孝明
4番 中尾太久也	5番 仲谷妙子	6番 大谷さつき
7番 石脇順治	8番 中村真紀	9番 榎本喜之
10番 坂本康隆	11番 森田幾久	12番 村垣正造
13番 竹村広明	15番 西川泰弘	16番 堂脇光弘
17番 室谷伊則	18番 上野健	19番 石井仁
20番 川原一泰	21番 杉原勲	22番 高田英亮

○欠席議員（0名）

市長	中村慎司	副市長	田村武
市長公室長	林信良	企画部長	森本浩行
総務部長	竹中俊和	危機管理部長	上山和彦
市民部長	中邨勝	地域振興部長	森田英嗣
保健福祉部長	服部恒幸	農林商工部長	岩坪純司
建設部長	福岡資郎	国体対策局長	榎本守
会計管理者	森脇澄男	水道部長	田村佳央
農業委員会事務局長	米田昌生	教育長	松下裕

教育部長 稲垣幸治 企画部財政課長 杉本太

○議会事務局職員

事務局長 城山義弘 次長兼議事調査課長 中野朋哉
議事調査課課長補佐 岩本充晃 議事調査課係長 藤田郁也

（開議 午前 9時28分）

○議長（高田英亮君） おはようございます。

本日は、委員会審査結果報告なども含めまして、議事運営に御協力賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから平成27年第3回紀の川市議会定例会5日目の会議を開きます。

本日の委員会審査結果報告ですが、まず、日程第1で、平成26年度紀の川市一般会計決算審査特別委員会に審査を付託していた議案第82号について、委員長より審査結果の報告を受け、委員長報告に対する質疑の後、議案について討論、採決を行います。

次に、日程第2から第4では、各常任委員会に付託していた案件のうち、議案第116号以外の案件について、各常任委員会ごとに審査結果の報告を求め、委員長報告に対する質疑の後、議案について討論、採決を行います。

日程第5では、分割付託していた議案第116号について、再度、各常任委員会委員長にそれぞれ審査結果の報告を求め、各委員長報告に対する一括質疑の後、議案について討論、採決を行いますので御了承願います。

それでは、これより議事に入ります。

議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 議案第82号 平成26年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（高田英亮君） 日程第1、議案第82号 平成26年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

ただいま議題としました議案については、9月4日の本会議で平成26年度紀の川市一般会計決算審査特別委員会を設置し、審査を付託していたものであります。それでは、平成26年度紀の川市一般会計決算審査特別委員会委員長より委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

11番 森田幾久君。

○11番（森田幾久君）（登壇） おはようございます。

平成26年度紀の川市一般会計決算審査特別委員会における審査の経過並びに結果について、報告いたします。

当委員会に付託されました議案第82号 平成26年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について。

去る9月8日から10日までの3日間、市役所6階委員会室1において委員会を開催し、当局から付託案件について説明を聴取した後、審査を行いました。

委員会における質疑の主なものは、次のとおりです。

2款、1項、8目、企業立地推進費で、以前、誘致企業の業種の制限を緩和してはどうかとただしていたが、その後どうなったのかとただしたのに対し、基本的には県で定めている企業立地促進法の集積ベルト地帯重点地域ということで、製造業の誘致を進めているが、製造業だけとなると誘致が難しい面もあるので、今後、雇用が見込める企業であれば広く受け入れることを検討しているとの答弁でした。

また、東京ビッグサイトでのPRのほかに、関西圏でのPRは実施したのかとただしたのに対し、昨年まで東京ビッグサイトの企業立地フェアに出展していましたが、今年度は製造業等の企業の出展が多いインテックス大阪へ出展し、PR活動を進めていく予定であるとの答弁でした。

次に2款、1項、15目、自治振興費の地域安全推進事業の防犯カメラの設置について、26年度は駐輪場や駅周辺に6カ所設置された。また、27年度は、名手小学校の児童の事件を踏まえ、各公立の小中学校と保育所に設置されるということであるが、防犯カメラは事件の解決に結びついたり犯罪予防にもなっている状況であり、来年度当初予算から通学路や体育施設等、毎年徐々に設置数をふやしていかどうかとただしたのに対し、通学路への設置については今後の課題とし、関係機関と協議していきたいとの答弁でした。

次に10款、5項、4目、文化財保護費では、広報の配布時期を考慮した募集期間設定や、文化協会等関係団体と打ち合わせ等、行っているのかとただしたのに対し、文化財に興味を持っていただけるよう落語会の開催など試行錯誤しながら事業を行っているが、開催時期は相手方の都合もあり、全ての事業に対して広報配布時期と事業の実施日の調整を行うのが非常に難しい場合がある。そういう場合は事前に各センター等で広報活動をし、万が一、広報配布前に募集人数に達した場合でも、できるだけ参加していただけるよう努力している。今後、できるだけ不公平感のないような方法を考えていきたいとの答弁でした。

次に、10款、5項、8目、生涯学習施設費では、自主文化事業について、粉河ふるさとセンター・貴志川生涯学習センターで行われている事業に関して、委託料に対して収入が少ないのは集客ができていないと思うが、この事業の内容はどう決めているのかとただしたのに対し、事業費に対して集客が少ないということは収入も少ないということになりますが、集客だけを考えると民間企業が人を呼びやすい事業を考えればいいと思うが、職員が考えて、生涯学習の一環として文化等加味した事業の展開を考えている。事業の中でも、集客率がいいものと少ないものがあり、試行錯誤しているところであるが、広報等いろいろな部分を考え、できるだけ集客率を上げ、使用料を上げていきたいとの答弁でした。

次に、歳入では、12款、2項、2目の児童福祉負担金の不納欠損額249万4,100円の内容についてただしたのに対し、これは全て保育料で13世帯218件分で、内容は他市への転出後、督促・個別徴収に出向いたが時効となったケース、分納していたが疾病等で納付が途絶え時効となったケース、保育所長により納付相談や個別徴収を実施していたにもかかわらず、入金に至らず時効となったケース等であるとの答弁でした。

以上が当委員会における審査の主な内容であります。

慎重審議の結果、議案第82号 平成26年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定については、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しております。

以上で報告を終わります。御審議よろしくお願ひします。

○議長（高田英亮君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

それでは、ただいま議題となっております議案について、討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、議案第82号についての反対討論。

8番 中村真紀君の発言を許可します。

中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（登壇） おはようございます。

議案第82号 平成26年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

平成26年度は、消費税が8%に引き上げられた年です。子ども医療費の中学校卒業までの入院医療費助成の拡大や中貴志保育所の2歳児の受け入れ、着実に進めてきた小中学校の耐震化など、評価されるべきこともあります。しかし、徴収しても国に納める必要のない市内公共施設の使用料や手数料への消費税の転嫁による市民への負担増、また、河南図書館ができることによって桃山町の区長会からの桃山図書館存続の要望が上がっているにもかかわらず廃館にしたことは、市民の声を聞き、市民のための政治を行うという点では、さらに考えていかなければならないのではないのでしょうか。

消費税の負担がふえたこと、それに伴う給付事業が行われたことは国の政策だからと言われるでしょうが、それ以外にも市独自に市民の暮らしの大変さを理解し、和らげ、支えていく必要があったのではないのでしょうか。

以上のことから反対討論とします。

○議長（高田英亮君） 続いて、賛成討論の発言を許可します。

3番 船木孝明君。

○3番（船木孝明君）（登壇） 私は、議案第82号 平成26年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論を行います。

まず、歳入ですが、市税は個人住民税均等割が防災・減災のための税率の引き上げや法人市民税法人税割が企業業績の回復の兆しが見られ増加したものの、所得割は高齢化社会の年金生活者がふえる中、非就職者の増加や団塊の世代の退職による給与所得者の減少により減収し、固定資産税・都市計画税は土地価格の下落が続き減収となるなど、昨年度に

比べて約1,140万円の減収となっています。

しかし、滞納繰越分を含む市税全体の収納率は0.4%上がり、94.1%となっており、収納率は年々向上しています。これは、税の公平・公正のもと、滞納整理に取り組んできた成果と考え評価するところであります。

今後も自主財源の根幹をなす税収の確保に努め、また、他の部署においても財源確保に努めていただきたいと思います。

次に、歳出ですが、普通建設事業では、河南学校給食センターの建設や竜門小学校校舎改築、小中学校の耐震改修、市民体育館を含めた都市公園の整備、道路の整備などが実施されています。保健福祉では、予防接種事業やがん検診啓発事業などの実施、また介護保険特別会計への繰り出し、生活保護や障害者に対する福祉サービス費の増加、また環境衛生では、紀の海広域施設組合等の施設建設に伴う負担金の増加など財政が厳しい中、各部署において市民生活の向上に必要な事業を実施していることは十分評価できるものです。

しかしながら、経常収支比率は上昇傾向にあります。また、普通交付税は算定がえにより平成28年度以降減少することが見込まれており、財政状況はさらに厳しさを増すと考えられます。

財源の確保は、難しい状況にありますが、平成26年度の各施策の成果を十分、分析し、合併10周年を迎え、「夢あふれる紀の川市」を目指し、今後の事業を展開されることを切望して、議案第82号に対する賛成討論といたします。

○議長（高田英亮君） 以上で討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

この採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

議案第82号 平成26年度紀の川市一般会計歳入歳出決算の認定については、委員会審査報告は認定とするものです。

本案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第82号は、原案のとおり認定されました。

日程第2 議案第84号 平成26年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について から

議案第138号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び規約の変更に関する協議について まで

○議長（高田英亮君） 続きまして、日程第2、議案第84号 平成26年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第138号 和歌山県市町村

総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び規約の変更に関する協議についてまでの10議案を一括議題といたします。

ただいま議題としました10議案については、過日の本会議において、総務文教常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務文教常任委員会委員長より委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

20番、川原一泰君。

○20番（川原一泰君）（登壇） おはようございます。

総務文教常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

委員会は、去る9月14日、本庁舎6階委員会室1において、全委員の出席を得て開催し、付託された案件について審査を行いました。

当委員会に付託されました議案は10件であります。

慎重審査の結果、当委員会に付託された議案第84号、議案第106号、議案第110号、議案第112号、議案第114号、議案第115号、議案第138号については全会一致で、議案第108号、議案第109号、議案第111号については賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決定してございます。

委員会における各委員の質疑の主なものは、次のとおりであります。

議案第108号 紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、今後、個人番号を利用し、個人情報の情報連携がされる中で、情報漏えい等に対する備えはどう考えているのかとただしたのに対し、マイナンバー制度では制度面とシステム面の両面で個人情報保護に対する措置を講じており、市としても情報連携する際は地方公共団体専用ネットワークを使用し、また、国のシステム改修指示等を踏まえ対応していきたいとの答弁でございました。

議案第109号 紀の川市個人情報の保護に関する条例の全部改正については、情報公開審査会委員の構成はとただしたのに対し、弁護士と司法書士と近畿大学の地域交流センター長の3名の委員で構成しているとの答弁でございました。

また、改正条例のそれぞれの条文についてはどのような場合を想定しているかとただしたのに対し、本条例は特定のものを想定しているものだけではなく、今後、個人情報の保護に関する事例が発生した場合に、条文に照らし、その判断ができるよう記載しているとの答弁でございました。

議案第110号 紀の川市情報公開条例の一部改正については、不開示情報に租税の賦課もしくは徴収に係る事務が追加されているが、その理由はとただしたのに対し、個人情報としての位置づけをし、個人情報の保護に合わせた形で追加しているとの答弁でございました。

議案第111号 紀の川市税条例の一部改正については、今回の改正内容についてた

だしたのに対し、市民税の申告または減免等や固定資産税の申告等にマイナンバーの個人番号・法人番号等の記載が必要になる旨の改正であり、市民税の申告では、平成29年度の申告から個人番号等の記載が必要になるとの答弁でございました。

議案第114号 紀の川市支所及び出張所設置条例の一部改正については、粉河支所の移転についての地元住民への説明と、移転先の粉河ふるさとセンターの耐震性についてただしたのに対し、地元への説明については各種団体や区長会で説明を重ね、理解は得ていると考えているとの答弁でした。また、移転先の粉河ふるさとセンターについては平成6年に完成しており、耐震性については問題ないと考えていると、そういった答弁でございました。

議案第115号 紀の川市IT親子ホール条例の廃止については、これまでIT親子ホールが担っていた生涯学習活動等の役割については、桃山地域の別の場所で設置するかとただしたのに対し、コミュニティセンターや桃山会館等の桃山地区の施設内でそのような機能を持たせられるか検討していきたいとの答弁でございました。

以上で当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を行います。

質疑、ありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

それでは、ただいま議題となっております10議案について、討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、議案第108号についての反対討論。

19番 石井 仁君の発言を許可します。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（登壇） おはようございます。

議案第108号 紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、反対の立場から討論を行います。

本条例案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法、以下「番号法」としますが、この番号法の施行に伴い、必要な事項を定めるもので、紀の川市の行政事務レベルで運用していくための条例となります。

具体的には、市税賦課徴収事務や国民健康保険事務、生活保護事務、介護保険事務など35事務、住基関係情報、所得関係情報、扶養関係情報など24情報を番号法に基づき利用していくための条例となります。

マイナンバー制度は、国民一人一人に個人番号をつけ、さまざまな機関や事業所などに散らばる国民の個人情報を個人番号によって名寄せや参照することを可能とすることで、

行政などがそれらの個人情報を活用しようとする制度です。

国は、個人番号をもとに個人情報を手繰れるシステムを構築することで、行政の効率性を高め、国民の利便性も高めるものと説明しています。この制度を活用する側にとっては極めて効率的なシステムであることは確かですが、反面、一人一人の国民にとっては個人情報が容易に照合できることから、プライバシーの侵害や情報の流出、なりすまし等、新たな犯罪を招くおそれがあることも指摘されています。

万が一、情報流出事故が起き、それによりさまざまなリスクを負わされるのは国民であり、国や行政機関の効率性と引きかえに、この危険な制度はスタートさせるべきではないと考えますので、本条例の制定について反対するものです。

○議長（高田英亮君） 続いて、賛成討論の発言を許可します。

2番 太田加寿也君。

○2番（太田加寿也君）（登壇） おはようございます。

私は、議案第108号 紀の川市行政手続における特定個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定について、賛成の立場で討論を行います。

本案は、マイナンバー法の施行に伴い制定されるものです。マイナンバー法は、行政事務の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤となるものであり、本条例は法で定められている自治体独自事務への利用について規定するものです。

条例を制定することにより、複数の業務間での連携が進み、作業の重複が削減されるなど、また年金、医療、介護などの社会保障関係の手続や税務関係の手続、被災者生活再建支援金の支給、要援護者リストの整備などの災害対策に関する手続などについて、効率的に情報を管理することにより、公平な給付と負担の実現が図られ、住民サービスの向上が期待できるものであり、本条例の制定は必要な措置であると考え、本議案に対する賛成討論とします。

○議長（高田英亮君） 次に、議案第109号についての反対討論。

19番 石井 仁君の発言を許可します。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（登壇） 議案第109号 紀の川市個人情報の保護に関する条例の全部改正について、反対の立場から討論を行います。

今回の改正は、マイナンバー法（番号法）の施行に合わせての改正と、定義の整理や運用上の整理をするために個人情報の保護に関する条例を全部改正するものです。

番号法の施行に伴っては、特定個人情報、情報提供等記録について、厳格な保護措置をとるものとして提案されました。しかし、条例第12条では、特定個人情報の利用と提供に制限をかける内容ですが、実際は番号法19条が求める事項は制限されないことを明確にする内容となっています。

番号法第19条は地方税や医療保険、社会福祉事業など120にわたる事務について特

定個人情報を利用できると定めており、本条例はその情報の収集と提供を求めるものとなっています。個人情報の保護をうたう条例でありながら、中身は番号法の運用により危惧される個人情報の流出やプライバシーの侵害などの問題点を解消するものではありません。

また、保有個人情報の開示義務を定めた条例第17条のうち第6項では、本市や国などが行う事務または事業の公正または適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報については、集めた個人情報を開示しなくてよいと定めています。特定個人情報や保有個人情報を国や行政の都合で集め、集められた情報の開示を市民が求めても都合によっては明らかにしなくていいとする内容を盛り込んだ条例改正となっています。

条例第12条と第17条、いずれも番号法の運用を補完する内容となっていることから、本条例案に反対いたします。

○議長（高田英亮君） 続いて、賛成討論の発言を許可します。

21番 杉原 勲君。

○21番（杉原 勲君）（登壇） 私は、議案第109号 紀の川市個人情報の保護に関する条例の全部改正について、賛成の立場で討論を行います。

本案は、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を保障するものであります。マイナンバー法の施行に伴い特定個人情報等の取り扱いが必要となる中で、今後さらなる個人情報への関心が高まることが想定されます。それに伴い、特定個人情報等を含めた実施機関が保有する個人情報の収集の制限、管理及び利用等について適正な取り扱いを定めるものであり、住民の大切な個人情報を取り扱う市としての責務を果たし、住民の基本的な人権を擁護するためにも改正は必要であると考え、本案に賛成するものであります。

以上を述べ、本案に対する賛成討論といたします。

○議長（高田英亮君） 次に、議案第111号についての反対討論。

19番 石井 仁君の発言を許可します。

石井 仁君。

○19番（石井 仁君）（登壇） 議案第111号 紀の川市税条例の一部改正について、反対の立場から討論を行います。

今回の条例改正は、マイナンバー法（番号法）の施行に合わせての改正で、市税の賦課徴収や減免申請に際して、番号法に基づき法人番号や個人番号を申告させる内容となっています。

番号法には、一つの番号でさまざまな個人情報が把握できることから、情報流出に対する懸念があります。あわせて、個人番号の預金口座への適用をする法改正が今月行われ、今回は任意での適用ですが、今後、義務化を目指していると言われております。

この制度の導入により、国民一人一人の収入や所得にかかわる情報が一つの番号で結ばれ、そこに預貯金などの情報が加わることで一人一人の所得と資産の実態を国は手のひらにのせることができます。各自の収入や資産が丸裸にできれば、税金や社会保険料の徴収

強化、社会保障の給付削減がやりやすくなります。このことが国民にとっていいことなのか考えなければなりません。

今後、一人一人の納めた税金や社会保険料と各自が受ける年金や医療、社会福祉政策の給付額を対比できるようになれば、国民にとっては給付に見合った負担を求められ、負担に見合った給付に抑えられるという徴収強化と給付抑制を押しつけられかねません。

本条例改正案は、市税についての個人番号や法人番号の申告を求めるものですが、番号法の持つ税や社会保険料の徴収強化という問題点を補完する改正であることから、反対いたします。

○議長（高田英亮君） 続いて、賛成討論の発言を許可します。

11番 森田幾久君。

○11番（森田幾久君）（登壇） 私は、議案第111号 紀の川市税条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

今回の改正は、マイナンバー法が平成28年1月から施行されることにより、市民税や固定資産税、軽自動車税の申告や減免の申告などの手続において、個人番号及び法人番号の記載が必要となるため改正を行うものであります。

改正により、税の申告や減免申請の提出にあたり、添付書類の削減など手続が簡素化し、住民の負担が軽減されることや、情報を共有することによって、社会保障制度、税制その他の行政分野における給付と負担の適切な関係の維持に資されることは重要と考えます。

ただし、個人番号を用いて収集され、または整理された個人情報法令に定められた範囲を超えて利用され、または漏えいすることがないように、その管理の適正を確保することを要望して、私の本議案に対する賛成討論といたします。

○議長（高田英亮君） 以上で討論を終結いたします。

これより順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第84号 平成26年度紀の川市土地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員会審査報告は認定とするものです。

本案は、委員会報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号は、原案のとおり認定されました。

続いてお諮りいたします。

議案第106号 工事請負契約の締結について（紀の川市防災行政無線デジタル化工事について）は、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第106号は、原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第108号 紀の川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の制定については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第108号は、原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第109号 紀の川市個人情報の保護に関する条例の全部改正については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第109号は、原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

議案第110号 紀の川市情報公開条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第110号は、原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第111号 紀の川市税条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第111号は、原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

議案第112号 紀の川市防災会議条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第112号は、原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

議案第114号 紀の川市支所及び出張所設置条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第114号は、原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

議案第115号 紀の川市IT親子ホール条例の廃止については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第115号は、原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

議案第138号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び規約の変更に関する協議については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第138号は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第85号 平成26年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について から
議案第140号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う事務承継に関する協議について まで

○議長（高田英亮君） 続きまして、日程第3、議案第85号 平成26年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第140号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う事務承継に関する協議についてまでの16議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました16議案については、過日の本会議において、厚生常任委

員会に審査を付託していたものであります。

厚生常任委員会委員長より、委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

9番、榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（登壇） 厚生常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会は、去る9月4日の本会議で付託されました議案17件について、9月15日に本庁舎6階委員会室1において、全委員の出席を得て委員会を開催し、審査を行いました。

慎重審議の結果、当委員会に付託されました議案のうち、議案第85号、87号、88号、113号の計4議案については賛成多数、その他の12議案については全会一致で、原案のとおり認定・可決すべきものと決定しております。

委員会における委員の主な質疑の内容は、次のとおりです。

まず、議案第85号 紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてでは、不納欠損処理の金額等についてただしたのに対し、課税年度ごとの期数と金額の答弁があり、その中で金額が大きくなっているのは時効を迎えたものであるとの答弁でした。

また、処理の条件についてただしたのに対し、差し押さえなど滞納処分後も未収金が残るものや破産したもの、高齢等による資力の回復が見込まれない等の理由によるものが39.6%、本人の死亡、納税継承人がいないもの、生活保護に近い状況にあり生活の向上が見込めないものが16.8%、残りが差し押さえるべき財産等が発見できず5年が経過したものとの答弁でした。

次に、議案第87号 平成26年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてでは、脳ドックを受診した者30名に対し申込者が90名あるが、もう少し予算措置できないかとただしたのに対し、後期広域連合組合との関係もあり、市単独での拡充は難しいとの答弁でした。

次に、議案第88号 平成26年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてでは、滞納者の中で高額所得者の7段階・8段階の方もいるようであるが、その理由についてただしたのに対し、介護保険制度に理解を示されていない方もいるため、そういう方も含まれていると思われるとの答弁でした。

また、介護施設での虐待の把握はできているかとただしたのに対し、昨年度は施設での虐待についての報告はなかったが、包括支援センターで対応しているものについては205件の相談があったとの答弁でした。

さらに、施設での事故等について把握しているのかとただしたのに対し、施設を運営する社会福祉法人などは、市に対して事故などの報告義務があり、事故があるごとに全て報告が来ているとの答弁でした。

また、その中で家族に対する説明は確実にできていると把握しているかとただしたのに対し、家族に納得してもらえていないという報告もあり、その後、十分に説明を行って対応をしていただいているとの答弁でした。

次に、議案第104号 平成26年度紀の川市水道事業会計における水道事業剰余金の処分及び決算の認定については、有収率81.32%というのはどれくらいの水準かとただしたのに対し、全国平均を少し下回る程度との答弁でした。

また、石綿管の更新はどの程度進んでいるかとただしたのに対し、26年度末で77.75%布設がえが終了しており、28年度の計画で全て終了するよう進めていきたいとの答弁でした。

次に、議案第113号 紀の川市手数料条例の一部改正については、個人番号カードの再交付は即時交付できるのかとただしたのに対し、国の委託先に申請書を提出してから再交付となるので、即日交付はできないとの答弁でした。

次に、議案第118号 平成27年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）については、データヘルス計画の策定は、後期高齢者の部分を除いたものになるのかとただしたのに対し、国保に加入されている方で74歳までの方の計画であるとの答弁でした。

以上で当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

それでは、ただいま議題となっております16議案について、討論を行います。

討論の通告がありますので、順次発言を許可します。

まず、議案第85号についての反対討論。

8番 中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（登壇） 議案第85号 平成26年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について、反対の立場から討論を行います。

誰もが保険証1枚でいつでもどこでも医療を受けられる国民皆保険制度をとる日本において、国民健康保険はほかの被用者保険に加入できない人をカバーする強制加入の公的医療保険です。その保険者は一番身近な行政である市町村が担っています。

紀の川市では、26年度は1万889世帯、1万9,964人の市民の命と健康を守るために事業実施されてきました。平成26年度には、国の制度改正で保険税負担に対する法定軽減の拡大がなされ、また、市独自の条例減免も8件が適用されました。保険料負担の大きさが問題となる中で、国が一定の軽減策をとり、また市独自にも条例に基づき減免を適用したことは率直に評価をしたいと思います。

窓口での対応も厚生常任委員会での答弁によれば、お客様の状況をよく聞かせていただき、その減免の対象になるかどうかというところも判断してお話をさせていただいているということで、現在の税負担の状況を踏まえた現場の努力についても評価したいと思います。

しかし、それでも国保税の負担は大きく、滞納世帯は2,500世帯を超えている状況があります。3期以上の滞納がある世帯には、通常の保険証ではなく3カ月ごとの短期保険証の発行をし、窓口への保険証のとめ置きも行われました。保険証が欲しくて窓口に来て、税が納められなければA4サイズの資格状況証明書を発行し、保険証は渡さないという対応が続けられたのが26年度の実態でもありました。税を滞納されている方に対して保険証を渡さないというペナルティーは、医療への受給権を制限することにつながるものでやめるべきです。

また、26年度には国保税の3,563万円の不納欠損処理を行いました。平成17年度から10年間で不納欠損額の累計は4億円を超えています。不納欠損処理の手続については法令に従ったものと理解しますが、そもそも所得の10%を超えるような国保税の負担率を改善しない限り、払えない人が一定割合出てくる今の現状は解決しないと思います。

不納欠損処理により歳入されなかった分は、ほかの加入者の負担としてはね返っていくこととなります。一般会計からの繰り入れを含む国保税の負担軽減を保険者として進めるべきです。

以上を指摘しまして、討論といたします。

○議長（高田英亮君） 続いて、賛成討論の発言を許可します。

4番 中尾太久也君。

○4番（中尾太久也君）（登壇） ただいま議題となっております議案第85号 平成26年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算について、私は認定すべきものと考え、賛成の討論を行います。

長引く景気低迷の中、高齢化の進展に加え、医療技術の進歩等々、国民健康保険事業運営を取り巻く環境は厳しくなるばかりです。財政基盤が脆弱な国保会計を補うものとして一般会計からの繰入措置、また国民健康保険税の収納率は現年度分で94.71%と、前年度比較で、0.17ポイント上昇し、収入の確保に努めています。さらに滞納世帯に対しては、納税相談業務の充実を図っており、評価するところです。また、特定健康診査への取り組みや脳ドック受診者への助成やレセプト点検の実施などに積極的に取り組み、経営努力も伺えます。

今後さらに、国民健康保険事業の財政安定化を図るため、国保事業運営基金の活用、医療費の適正化、国保税の収納率向上、保健事業の充実等により、一層の経営努力を重ねられることを強く要望いたしまして、賛成討論といたします。

○議長（高田英亮君） 次に、議案第87号についての反対討論。

8番 中村真紀君の発言を許可します。

中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（登壇） 議案第87号 平成26年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、反対討論を行います。

この後期高齢者医療制度は、個人差はありますが、年を重ねるにつれ病気やけががふえ、医療費のかかる75歳以上という年齢で線引きし、別会計にして医療給付費の抑制を狙いとした制度です。しかし、高齢化が進むほど保険料が上がり続けるというものでもあります。

短期保険証の方が8名、さらに保険料が払えなかった未納の方も56名いらっしゃると説明がありました。低所得であるために保険料が払えない人に配慮した市独自の減免を行わず、ペナルティー的な短期証の発行を行うべきではありません。受益者負担の仕組みに基づく医療費抑制路線を見直し、国庫負担を見直す方向で国民皆保険制度を守るべきという立場から、本会計決算に反対するものです。

○議長（高田英亮君） 続いて、賛成討論の発言を許可します。

12番 村垣正造君。

○12番（村垣正造君）（登壇） ただいま議題となっております議案第87号 平成26年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、私は認定すべきものと考え、賛成の討論を行います。

平成26年度で後期高齢者医療制度が施行されて7年目を迎え、制度については広く周知も図られ、市民の理解も得られてきていると認識しているところです。

本市においても、法令に基づき事務が行われ、平成26年度決算内容については適正な予算執行が行われているものと判断いたします。

今後も対象者である高齢者に対して、親切・丁寧な対応を心がけ、また国の動向には十分に注視していただき、事務運営に万全を期していただきますよう申し添え、本案に対する賛成討論といたします。

○議長（高田英亮君） 次に、議案第88号についての反対討論。

8番 中村真紀君の発言を許可します。

中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（登壇） 議案第88号 平成26年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

理由としては、保険料負担の軽減策をもっと行うべきだということです。高齢化と家族介護の限界があることから、社会保険制度として始まった介護保険です。紀の川市では1段階に設定されている点や、包括支援センターの直営化後2年目となり、直営であるからこそのよさが出てきている点は評価するものです。

しかし、保険料の負担は被保険者にとって重たいものであり、滞納者も306名と昨年よりもふえています。保険料負担とともに利用料軽減など、さらに積極的な市独自の施策が必要と考え、本決算に反対するものです。

○議長（高田英亮君） 続いて、賛成討論の発言を許可します。

6番 大谷さつき君。

○6番（大谷さつき君）（登壇） 私は、議案第88号 平成26年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場で討論をいたします。

介護サービスは、高齢者にとって介護や生活支援のサービスが受けられる、なくてはならない制度となっています。平成26年度の保険給付費は、前年度と比較して3.5%、約2億600万円増加しており、これは、介護サービスが市民に定着しているためと思われます。

また、運動器機能向上教室では参加人数が増加しており、第5期計画で目指す高齢者が「地域で支え合い健やかで自分らしさを感じられるまちづくり」へのあらわれであり、介護予防の充実は給付費の抑制へとつながるものであります。

これから、ますます介護サービスを必要とする高齢者が増加するものと思われるので、今後さらに在宅介護サービスの充実を図り、介護者の負担軽減の配慮を行う一層の努力を期待し、本決算については介護保険の円滑な運営と高齢者福祉の増進に努力されたものと評価し、賛成討論といたします。

○議長（高田英亮君） 次に、議案第113号についての反対討論。

8番 中村真紀君の発言を許可します。

中村真紀君。

○8番（中村真紀君）（登壇） 議案第113号 紀の川市手数料条例の一部改正について、反対討論を行います。

今回の改正は、個人番号の通知カード及び個人番号カードの再交付の際の手数料を、それぞれ1枚500円、1枚800円に定めるもので、また個人番号の導入に伴って住民基本台帳カードの交付に係る手数料等を廃止することなどを内容とする提案です。

マイナンバー法行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律により、国民は十二桁の番号を一生保管し、職場や行政窓口で求められれば、その番号をその都度、申告することが求められます。事業所についても、雇用する社員の個人番号を管理する責任が伴ってきます。

個人番号カードには氏名、住所、生年月日、性別の4情報のほか顔写真がつき、今後の利用拡大によっては、カードの紛失や盗難があれば不正利用や情報漏えいの危険が高まります。通知カード、個人番号カードともにその管理を赤ちゃんからお年寄りまで負わせることとなります。

今回の条例改正は、再交付がやむを得ない場合を除いた再交付手数料を定めるものですが、そもそも個人情報の漏えいの元凶となりかねないカードの管理を、紛失すれば自己責任と国民に負わせるべきではありません。よって、本条例改正案に反対するものです。

○議長（高田英亮君） 続いて、賛成討論の発言を許可します。

3番 船木孝明君。

○3番（船木孝明君）（登壇） 私は、ただいま議題となっています議案第113号 紀の川市手数料条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

本議案は、国のマイナンバー法の施行に伴い改正されるもので、法施行後、住民に送付される通知カード及び個人番号カードを紛失した場合の再交付申請手数料を規定するものであり、今後、国の法に従い運用していく上で必要な措置であるので、本案に賛成するものです。

以上、議案第113号に対する賛成討論といたします。

○議長（高田英亮君） 以上で討論を終結いたします。

これより順次採決を行います。

まず議案第85号の採決は、起立により行います。

お諮りいたします。

議案第85号 平成26年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、委員会審査報告は認定とするものです。

本案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第85号は、原案のとおり認定されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第86号 平成26年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、委員会審査報告は認定とするものです。

本案は、委員会報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第86号は、原案のとおり認定されました。

続いてお諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第87号 平成26年度紀の川市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、委員会審査報告は認定とするものです。

本案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第87号は、原案のとおり認定されました。

続いて、お諮りいたします。

この採決は、起立により行います。

議案第88号 平成26年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定については、委員会審査報告は認定とするものです。

本案は、委員会報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第88号は、原案のとおり認定されました。

続いてお諮りいたします。

議案第92号 平成26年度紀の川市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員会審査報告は認定とするものです。

本案は、委員会報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第92号は、原案のとおり認定されました。

続いてお諮りいたします。

議案第104号 平成26年度紀の川市水道事業会計における水道事業剰余金の処分及び決算の認定については、委員会審査報告は可決及び認定とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決及び認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第104号は、原案のとおり可決及び認定されました。

続いてお諮りいたします。

議案第105号 平成26年度紀の川市工業用水道事業会計における工業用水道事業剰余金の処分及び決算の認定については、委員会審査報告は可決及び認定とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決及び認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第105号は、原案のとおり可決及び認定されました。

続いてお諮りいたします。

この採決は起立により行います。

議案第113号 紀の川市手数料条例の一部改正については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（高田英亮君） 起立多数であります。

したがって、議案第113号は、原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

議案第118号 平成27年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第118号は、原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

議案第119号 平成27年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第1号）については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第119号は、原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

議案第120号 平成27年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第120号は、原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

議案第121号 平成27年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第1号）については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第121号は、原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

議案第125号 平成27年度紀の川市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第125号は、原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

議案第137号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第137号は、原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

議案第139号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う財産処分に関する協議については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第139号は、原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

議案第140号 那賀老人福祉施設組合の解散に伴う事務承継に関する協議については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第140号は原案のとおり可決されました。

ここでしばらく休憩します。

（休憩 午前10時43分）

（再開 午前10時59分）

○議長（高田英亮君） 再開します。

休憩前に引き続き、議事を続けます。

日程第4 議案第83号 平成26年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定について から
議案第136号 平成27年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第1号）について まで

○議長（高田英亮君） 続きまして、日程第4、議案第83号 平成26年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第136号 平成27年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第1号）についてまでの31議案を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました31議案については、過日の本会議において産業建設常任委員会に審査を付託していたものであります。

産業建設常任委員会委員長より、委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しており

ますので、委員長に審査結果の報告を求めます。

17番 室谷伊則君。

○17番（室谷伊則君）（登壇） 産業建設常任委員会における審査の経過並びに結果について、御報告いたします。

当委員会に付託されました31議案について、去る9月16日、本庁舎6階委員会室1において6名の委員の出席を得て開催し、付託された案件について当局から説明を受けた後、審査を行いました。

審査の結果、全会一致をもって原案のとおり認定・可決すべきものと決定いたしております。

委員会における質疑の主なものは、次のとおりです。

議案第83号 平成26年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定については、1款、1項、1目、一般会計繰出金の積算根拠をただしたのに対し、前年度の決算額と似かよっているが、会計運営上、平成22年度まで一般会計から繰り入れられていた分を返済するというので、歳入状況を見た中で適切であろうという金額を繰り出しているとの答弁に、余剰金については会計内に置いて繰上償還の財源にできないのかと再度ただしたのに対し、御指摘は妥当と考えるので、繰出金とあわせて財政当局とも相談しながら慎重に対応していくとの答弁でした。

以上で当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） ただいまの委員長報告に対し質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

ただいま議題となっております31議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより順次採決を行います。

お諮りいたします。

議案第83号 平成26年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員会審査報告は認定とするものです。

本案は、委員会報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第83号は、原案のとおり認定されました。

続いてお諮りいたします。

議案第89号 平成26年度紀の川市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員会審査報告は認定とするものです。

本案は、委員会報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第89号は、原案のとおり認定されました。

続いてお諮りいたします。

議案第90号 平成26年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員会審査報告は認定とするものです。

本案は、委員会報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第90号は、原案のとおり認定されました。

続いてお諮りいたします。

議案第91号 平成26年度紀の川市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、委員会審査報告は認定とするものです。

本案は、委員会報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第91号は、原案のとおり認定されました。

次に、議案第93号 平成26年度紀の川市池田財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第103号 平成26年度紀の川市平池財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの11議案については、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議がないようですので、一括して採決を行います。

それではお諮りいたします。

議案第93号から議案第103号までの11議案については、委員会審査報告は認定とするものです。

本11議案については、委員会報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第93号から議案第103号までの11議案については、原案のとおり認定されました。

続いてお諮りいたします。

議案第107号 工事請負契約の一部変更について（市道調月三和線道路新設改良（その3）工事）は、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第107号は、原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

議案第117号 平成27年度紀の川市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第1号）については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第117号は、原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

議案第122号 平成27年度紀の川市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第122号は、原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

議案第123号 平成27年度紀の川市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第123号は、原案のとおり可決されました。

続いてお諮りいたします。

議案第124号 平成27年度紀の川市農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第124号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第126号 平成27年度紀の川市池田財産区特別会計補正予算（第1号）についてから、議案第136号 平成27年度紀の川市平池財産区特別会計補正予算（第1号）についてまでの11議案については、一括して採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議がないようですので、一括して採決を行います。

それではお諮りいたします。

議案第126号から議案第136号までの11議案については、委員会審査報告は可決とするものです。

本11議案については、委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第126号から議案第136号までの11議案については、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第116号 平成27年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）について

○議長（高田英亮君） 続きまして、日程第5、議案第116号 平成27年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本件についても、過日の本会議において、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託していたものであります。

それでは、各常任委員会委員長より、委員会審査報告書が提出され、お手元に配付しておりますので、委員長にそれぞれ審査結果の報告を求めます。

初めに、総務文教常任委員会委員長の報告を求めます。

20番 川原一泰君。

○20番（川原一泰君）（登壇） 当委員会に付託されました議案第116号 平成27年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会の所管部分について、審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の日時、場所等については、先ほど報告したとおりでございます。

当委員会に付託されました議案第116号のうち、所管部分について、当局から説明を受けた後、審査を行った結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしてございます。

委員会における各委員の質疑の主なものは、次のとおりであります。

2款、1項、16目、まちづくり推進費のうち、ふるさとまちづくり寄附金特産品等贈呈事業委託料では、委託内容と特産品の内容についてただしたのに対し、寄附金額の50%を仲介業者へ委託料として支払い、そのうちの4割から6割を寄附者に対し返礼品として特産品を贈る予定である。特産品については、フルーツ王国紀の川市をPRするため、果物から始めていきたいとの答弁でございました。

また実施時期についてただしたのに対し、平成28年1月から予定しているとの答弁でございました。

次に、9款、1項、3目、非常備消防費のうち消防団運営事業の消耗品費70万5,000円の増額理由はとただしたのに対し、安全装備品整備等助成事業を活用し、分団長以上の幹部団員に指揮の際に着用する反射板のついたチョッキ50着と、桃山・貴志川方面隊に救命胴衣50着を配布するための費用であるとの答弁でございました。

次に、10款、5項、8目、生涯学習施設費のうち施設器具修繕料86万3,000円の修繕箇所についてただしたのに対し、粉河ふるさとセンターの合併浄化槽の修繕に要する費用であるとの答弁でございました。

以上で当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 続いて、厚生常任委員会委員長の報告を求めます。

9番 榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（登壇） 当委員会に付託されました議案第116号 紀の川市一般会計補正予算（第2号）のうち、当委員会の所管部分について、審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査の日時、場所等については、先ほど報告したとおりです。

当委員会に付託されました議案第116号のうち、所管部分については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員会における委員の主な質疑の内容は、次のとおりです。

3款、3項、2目、生活保護扶助事業では、国庫支出金返還金の内容をただしたのに対し、生活保護費の交付決定額に対して実績所要額が、生活扶助費で1,767万5,992円、医療扶助費で2,346万1,594円と少なかったため、その差額を返還するとの答弁でした。

以上で当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 続いて、産業建設常任委員会委員長の報告を求めます。

17番 室谷伊則君。

○17番（室谷伊則君）（登壇） 当委員会に付託されました議案第116号 紀の川市一般会計補正予算（第2号）のうち、本委員会の所管部分について、審査の経過並びに結果について御報告いたします。

審査の日時、場所等については、先ほど報告したとおりであります。

当委員会に付託されました議案第116号のうち、当委員会の所管部分について、審査の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしております。

委員会における質疑の主なものは、次のとおりです。

6款、1項、4目、農業振興施設費、青洲の里整備事業について、駐車場と周辺の整備事業ということだが、その内容はとただしたのに対し、周辺整備については、青洲の里の理事会、評議委員会等を経て対応したい。駐車場については、EV急速充電設備の設置、アスファルト舗装、区画線の整備、フェンスの設置、駐車場の照明の設置、出入り口の整備、駐車場内の段差・勾配をできる限り取り払うなど安全性を図るとの答弁に、北側の駐

車場の整備も入っているのかと再度ただしたのに対し、市道で分断されているので、道の駅の区域に入れることはできなかったが、非常に危険な部分もあるので補助的な駐車場として今回の補正予算で対応したいとの答弁でした。

また、青洲の里の敷地は借地が非常に多く、たくさんの借地料を払っている。さらに適切でない地目もあると聞いているが、道の駅に登録し整備していくにあたり、そろそろ解決していかなければならないのではとただしたのに対し、買い取りという形が一番適切と考える。しかしながら地権者もいるので、契約更新時に用地買収等の交渉をしていきたいとの答弁でした。

以上で当委員会の審査報告を終わります。御審議よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 以上で、各常任委員会の審査報告が終了いたしました。

これより、ただいまの委員長に報告に対し、一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案については、討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

それではお諮りいたします。

議案第116号 平成27年度紀の川市一般会計補正予算（第2号）については、各委員会審査報告は可決とするものです。

本案は、各委員会報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第116号は原案のとおり可決されました。

日程第6 委員会提出議案第5号 ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書

○議長（高田英亮君） 続きまして、日程第6、委員会提出議案第5号 ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書を議題といたします。

提出者に提案理由の説明を求めます。

厚生常任委員会委員長 榎本喜之君。

○9番（榎本喜之君）（登壇） ただいま議長から指名がございましたので、委員会提出議案第5号、ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書の提案理由を説明いたします。

提出者は厚生常任委員会委員長、榎本でございます。

本議案は、厚生常任委員会として全会一致で提案することと決しましたので、委員会提出議案として提案しています。

意見書の朗読をもって提案説明とさせていただきます。

近年、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）が、社会的関心を集めています。

昨年、国際連合自由権規約委員会は、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）」上の人種差別に該当する差別的言動の広がり懸念を示し、締約国である日本に対し、このような差別的言動に対処する措置をとるべきとの勧告をしました。

さらに、国際連合人種差別撤廃委員会も日本に対し、法による規制を行うなどのヘイトスピーチへの適切な対処に取り組むことを強く求める勧告を行っています。

最近では、京都地方裁判所及び大阪高等裁判所において行われた特定の民族・国籍の外国人に対する発言に関係する事件について、違法性を認めた判決を最高裁判所が認める決定を下しました。

ヘイトスピーチは、社会の平穏を乱し、人間の尊厳を侵す行為として、それを規制する法整備がされている国もあります。我が国、国民のマイノリティに対する意識、そして今後の日本社会のあり方にかかわる問題と捉えている。2020年には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されますが、ヘイトスピーチを放置することは国際社会における我が国への信頼を失うことにもなりかねません。

よって、国においては、表現の自由に十分配慮しつつも、ヘイトスピーチ対策について、法整備を含む強化策を速やかに検討し実施することを強く求めます。

なお、提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣です。

以上で提案理由の説明を終わります。御審議の上、御賛同賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（高田英亮君） 以上で提案説明が終了いたしました。

ただいま議題となっております委員会提出議案第5号については、会議規則第37条第2項の規定により、直ちに質疑、討論、採決を行います。

それでは、委員会提出議案第5号について、質疑、討論、採決を行います。

委員会提出議案第5号に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「質疑なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 質疑なしと認めます。

それでは、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

委員会提出議案第5号について、討論はありませんか。

〔「討論なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

それでは、採決を行います。

お諮りいたします。

委員会提出議案第5号 ヘイトスピーチ対策について法整備を含む強化策を求める意見書については、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、委員会提出議案第5号は原案のとおり可決されました。

日程第7 閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（高田英亮君） 続いて、日程第7、閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

議会運営委員長及び各常任委員長から、それぞれ会議規則第104条の規定により、お手元に配付の写しのとおり、閉会中も審査及び調査を継続いたしたい旨の申し出があります。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」という者あり〕

○議長（高田英亮君） 異議なしと認めます。

したがって、各委員長の申し出のとおり、それぞれの委員会において閉会中も審査及び調査を継続することに決しました。

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

それでは、市長から、閉会にあたって発言を求められておりますので、これを許可いたします。

市長 中村慎司君。

○市長（中村慎司君）（登壇） 9月定例議会閉会にあたり、一言御挨拶申し上げます。

去る8月28日開会、本日9月25日までの29日間、9月議会においては、前年度決算特別委員会、また所管事務の補正等々による常任委員会等での十分な御審議をいただき、全て提案させていただきました案件については御承認を賜り、ありがとうございました。

10月1日からは27年度後期に入るわけで、お認めをいただいた予算案件につきましては、無駄のないよう議員の皆さん方の御協力をいただきながら進めてまいりたいと、そう思っております。ありがとうございました。

さて、あすより第70回和歌山国体が開催されます。天皇陛下をお迎えしてのあすから

の国体等、紀の川市でもソフトボール、サッカー、ハンドボール等、いろいろな公開競技を交える中で、県外から多くの皆さん方がお越しをいただくわけであります。おもてなしをはじめ十分皆さん方の協力をいただきながら、和歌山国体の成功を祈りたいと、そう思っております。

また、10月には青洲まつり、11月7日には合併10周年の記念式典等、12月の定例会までには大きな、もう一つ11月中には産業まつりとあるわけで、年末いろいろと行事が重なってまいりますけれども、十分皆さん方も健康に留意されまして、この行事等々もこなしていかなければならないと思いますので、よろしくお願い申し上げたいと、そのように思います。

最後に、皆さん方の御協力をいただきながら少しでも紀の川市が発展していけるように、職員一同頑張っていきますので、よろしくお願い申し上げて御礼の御挨拶といたします。御苦労さまでございました。

○議長（高田英亮君） それでは、平成27年第3回紀の川市議会定例会の閉会にあたり、私からも一言御挨拶申し上げます。

去る8月28日に開会し、本日まで29日間にわたり慎重審議を賜り、また、議会運営につきましても御協力をいただき、まことにありがとうございました。おかげをもちまして、本日無事終了することができました。

さて、暑かった夏も過ぎ去り、ようやく秋らしい気候となってまいりました。議員各位におかれましては、これからの好季節、ますます議員活動に精励されますようお願いを申し上げ、私の閉会の挨拶といたします。

これで本日の日程は全て終了いたしました。

会議を閉じます。

それでは、これをもちまして、平成27年8月28日招集の平成27年第3回紀の川市議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

（閉会 午前11時31分）